

県立吉野ヶ里歴史公園 官民連携推進事業
公募設置等指針

令和4年11月

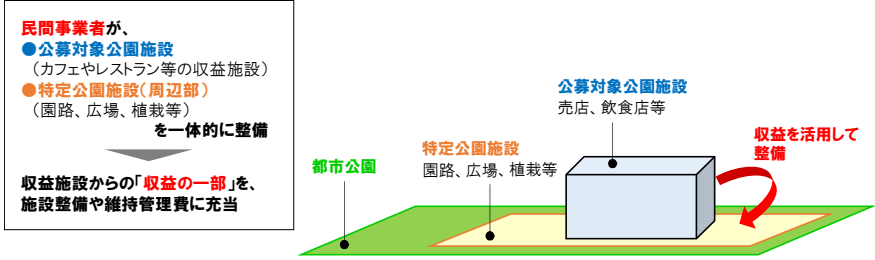
佐 賀 県

目 次

| | |
|---|----|
| 1. 事業の概要 | 1 |
| (1) 事業の目的 | 1 |
| (2) 吉野ヶ里歴史公園の概要 | 1 |
| (3) 吉野ヶ里歴史公園（県立区域）の整備管理の基本的な考え方 | 3 |
| (4) 吉野ヶ里歴史公園の整備・事業展開イメージ（案） | 3 |
| (5) 事業範囲 | 5 |
| (6) 事業期間 | 6 |
| (7) スケジュール | 6 |
| (8) 事業の流れ | 7 |
| (9) その他 | 8 |
| 2. 公募対象公園施設の設置管理に係る事項 | 9 |
| (1) 公募対象公園施設の種類 | 9 |
| (2) 公募対象公園施設の場所とその内容 | 12 |
| (3) 公募対象公園施設の設置又は管理の開始の時期 | 14 |
| (4) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額 | 14 |
| 3. 特定公園施設の設置管理に係る事項 | 15 |
| (1) 特定公園施設の建設に関する事項 | 15 |
| (2) 特定公園施設の管理運営に関する事項 | 16 |
| 4. 利便増進施設の設置管理に係る事項 | 17 |
| (1) 利便増進施設の設置に関する事項 | 17 |
| 5. その他提案施設の提案・管理運営に係る事項 | 18 |
| 6. その他の事項 | 19 |
| (1) 都市公園の環境の維持及び向上を図るための措置に関する事項 | 19 |
| (2) 認定の有効期間 | 20 |
| (3) 公園全般に関する事項 | 20 |
| 7. 公募の実施に関する事項等 | 21 |
| (1) 公募への参加資格 | 21 |
| (2) 地場産業の活用 | 22 |
| (3) 提供情報 | 22 |
| 8. 公募の手続きに関する事項等 | 23 |
| (1) 日程 | 23 |
| (2) 応募手続き | 23 |
| (3) 公募設置等計画等の評価、設置等予定者候補の選定、設置等予定者の審査 | 29 |
| (4) 公募設置等計画の認定 | 33 |
| (5) 認定公募設置等計画の変更 | 33 |
| (6) 認定公募設置等計画の取消し | 33 |
| (7) 契約の締結等 | 33 |
| (8) リスク分担等 | 35 |

| | |
|-------------------------|-----------|
| (9) 事業破綻時の措置 | 36 |
| 9. その他の条件等 | 37 |
| (1) 工事中の条件 | 37 |
| (2) 法規制等 | 37 |

■用語の定義

| | |
|-----------------|--|
| <p>Park-PFI</p> | <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店、宿泊施設等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称する。  |
| <p>公募対象公園施設</p> | <ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店、宿泊施設等の公園施設であって、法第5条第1項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 (例：カフェ、レストラン、売店、キャンプ施設 等) |
| <p>特定公園施設</p> | <ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。 |
| <p>利便増進施設</p> | <ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。P-PFIにより選定された者が占有物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔。 |
| <p>その他提案施設</p> | <ul style="list-style-type: none"> 本公募において、公募対象公園施設、特定公園施設と一体となって、公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるものとして、応募者が提案し、県の費用負担により整備する公園施設。 |
| <p>公募設置等指針</p> | <ul style="list-style-type: none"> P-PFIの公募に当たり、都市公園法第5条の2の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。 |
| <p>公募設置等計画</p> | <ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の3の規定に基づき、P-PFIに応募する民間事業者等が、公募対象公園施設の設置又は管理に関して公園管理者に提出する計画。 |
| <p>設置等予定者</p> | <ul style="list-style-type: none"> 審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。 |
| <p>認定計画提出者</p> | <ul style="list-style-type: none"> 公園管理者が、都市公園法第5条の5の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者 |
| <p>設置許可</p> | <ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条に基づく公園施設の設置管理許可のこと。 |
| <p>管理許可</p> | <ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条に基づく公園施設の管理許可のこと。 |

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

吉野ヶ里歴史公園は、我国固有の優れた文化的資産である吉野ヶ里遺跡の保存及び活用を図るため、平成4年に閣議決定を受けて設置された国営区域と、国営区域と一体となって遺跡の保全及び公園としての機能の充実を図る目的として設置された県立区域から構成されています。

県立区域は、吉野ヶ里歴史公園の基本テーマである「弥生人の声が聞こえる」に基づき、強く心に残り、歴史ロマンが感じとれる「魅力ある風景の公園」づくりに加え、四季を通じて誰もが一日中気持ちよく楽しく過ごせるよう、多様な催し物や親切な案内などサービスの充実をはかり、「楽しい公園」づくりを目指してきました。

これからは、吉野ヶ里遺跡の魅力を活かしながら、公園施設の利用を通じて、子育て世代をはじめ、幅広い年代の方が楽しむとともに、神埼・吉野ヶ里エリアの観光施設等と連携した利活用に取り組むことで、東部地域の活性化の拠点となる公園を目指します。このような多様なニーズに素早く柔軟に対応していくためには、官民連携による取組を進めていくことが不可欠です。

そこで、県では、吉野ヶ里歴史公園の魅力をさらに高める新たな官民連携の取組を推進することを目的として、令和4年6月に「吉野ヶ里歴史公園官民連携による整備管理方針」を策定しました。

本事業は、本整備管理方針に基づき、公募設置管理制度（Park-PFI）により、民間事業者のノウハウやアイデアを活用した施設整備・運営を行うことを目的とします。

(2) 吉野ヶ里歴史公園の概要

吉野ヶ里歴史公園の概要は以下のとおりです。

| | |
|-------|--|
| 施設名称 | 佐賀県立吉野ヶ里歴史公園 |
| 設置年度 | 平成13年4月21日 |
| 所在地 | 神埼市、神埼郡吉野ヶ里町 |
| 面積 | 都市計画決定面積 約 117 h a (国営区域 約 54 h a、県立区域 約 63 h a) 現在の開設面積 約 107 h a (国営区域 約 53 h a、県立区域 約 54 h a) |
| 設置目的 | 県立吉野ヶ里歴史公園は、我が国固有の優れた文化的遺産である「吉野ヶ里遺跡」の保存及び活用を図るため、平成4年10月の閣議決定を受け設置された国営公園と、一体となって遺跡の保全及び公園の機能の充実（魅力ある風景・環境づくり、レクリエーション環境の整備等）を図ることを目的として設置。 |
| 供用日 | 1月1日から12月30日まで（1月の第3月曜日及びその翌日を除く） |
| 供用時間 | 9時から17時まで（6月1日から8月31日までは18時まで） |
| 主な施設 | サービスセンター（西口・北口）、駐車場（東口・西口・北口、臨時） 大型複合遊具、トイレ、休憩所、東屋 等 |
| 入園料 | 中学生以下：無料、大人：460円、シルバー（65歳以上）：200円 2日間通し券（大人：500円、シルバー（65歳以上）：240円） |
| 駐車場料金 | 普通車：310円（東口540台、西口310台、北口230台） 大型車：1,050円（東口80台、西口20台、北口11台） |

○公園概要図



○公園へのアクセス

<公共交通機関利用>

○JR佐賀駅から

長崎本線普通列車上り（鳥栖方面）で
JR神埼駅またはJR吉野ヶ里公園駅下車

○JR博多駅から

九州新幹線（熊本方面）で、新鳥栖駅へ
新鳥栖駅より長崎本線普通列車下り（佐賀方面）で
JR神埼駅またはJR吉野ヶ里公園駅下車

○JR吉野ヶ里公園駅から公園東口（メインゲート）まで
徒歩約 15 分

JR神埼駅より公園西口（遊びの原）まで徒歩約 15 分

<自動車利用>

○長崎自動車道東脊振 IC→県道 385 号を南へ

○国道 34 号→県道 385 号を北へ



(3) 吉野ヶ里歴史公園（県立区域）の整備管理の基本的な考え方

吉野ヶ里歴史公園（県立区域）の整備管理における基本的な考え方は以下のとおりです。

① 吉野ヶ里歴史公園の目指す姿

吉野ヶ里遺跡の魅力を活かしつつ、吉野ヶ里歴史公園ならではの空間で幅広い年代の方が四季を通じて体験できるアウトドア、レクリエーション、憩い機能の充実を図るとともに、地域と連携した利活用により、地域活性化の拠点となる公園を目指す。

② 公園施設整備管理の基本的な考え方

【施設整備】

自然や弥生の風景との調和に配慮します。

【公園現況、利用者ニーズを踏まえた整備・管理】

当公園ならではの空間を活かした宿泊、体験等により更なる魅力向上を図ります。

北口周辺：豊かな古代の森の中で「遊び・学び・泊まる」をテーマとした
非日常体験エリアの創出

西口周辺：弥生の風景の中で「遊び・憩い・巡る」の要素の拡充

【地域活性化】

地域と連携し、回遊性を高め、神埼・吉野ヶ里エリアの魅力向上、地域活性化の拠点を
目指します。

(4) 吉野ヶ里歴史公園の整備・事業展開イメージ（案）

北口エリア、西口エリア及びエリア連携の事業展開のイメージは次のとおりです。このイメージをもとに、公園整備、事業手法、公園施設管理方法の具体的な内容を検討します。

【北口エリア】

豊かな古代の森の中で「遊び・学び・泊まる」をテーマとした非日常体験エリアの創出。

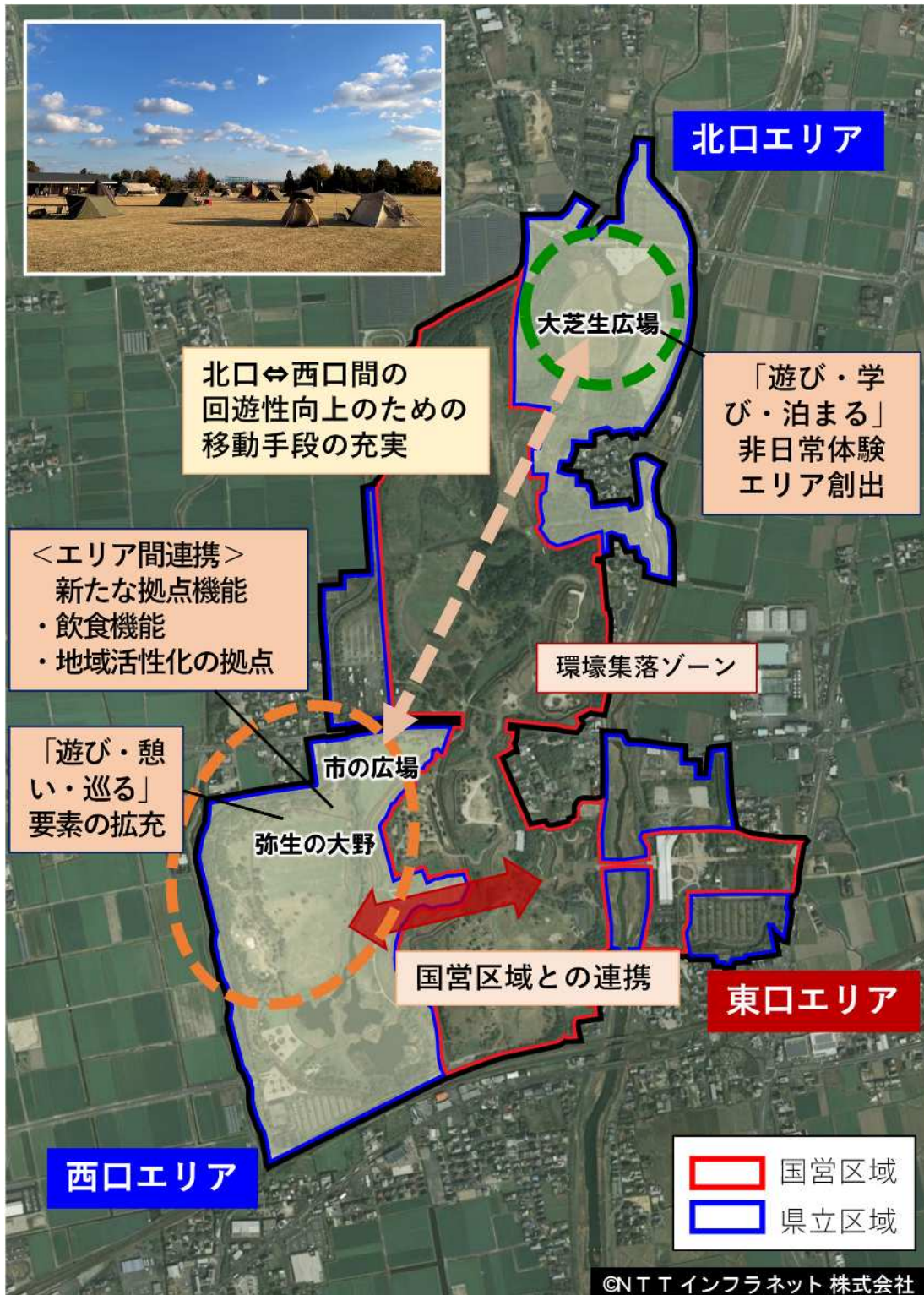
【西口エリア】

弥生の風景の中で「遊び・憩い・巡る」の要素の拡充（市の広場、弥生の大野）

【エリア間連携】

市の広場周辺に拠点機能を新設

エリア間の移動手段の充実



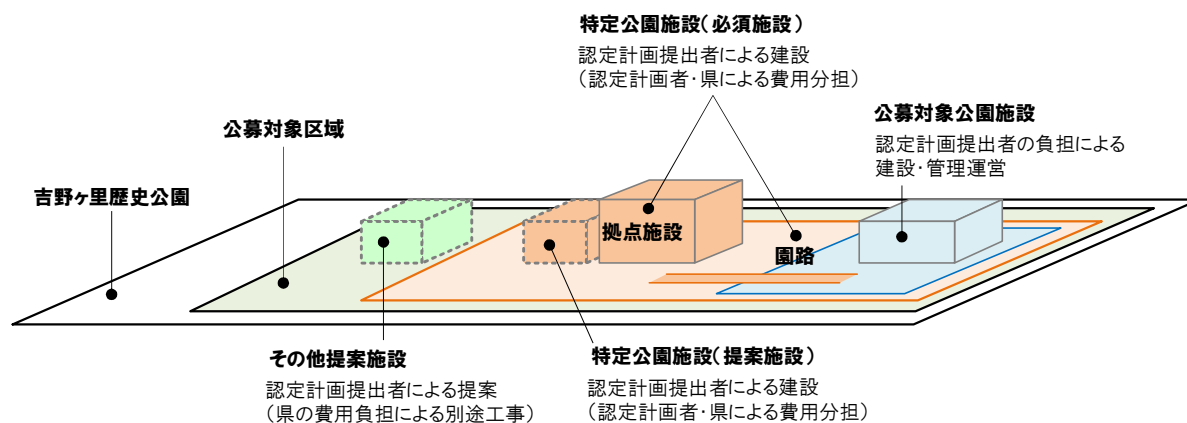
【事業展開のイメージ】

(5) 事業範囲

事業者には、吉野ヶ里歴史公園において、以下の業務を行っていただきます。

- ① 公募対象公園施設の設置及び管理運営業務
- ② 特定公園施設の設計業務
- ③ 特定公園施設の建設業務
- ④ 特定公園施設の譲渡業務
- ⑤ 特定公園施設（建築物）の管理運営業務
- ⑥ その他提案施設（収益施設）の運営業務
- ⑦ 利便増進施設の設置及び管理運営業務（認定計画提出者の任意提案）

【事業のイメージ、費用負担及び役割分担】



公募施設に関する分類

| 施設 | | 北口エリア | 西口エリア |
|----------|------------------------------------|-------|-------|
| 公募対象公園施設 | 宿泊機能を有する便益施設または休養施設（コテージ、キャンプサイト等） | ◎必須 | ○任意 |
| | その他の公園施設 | ○任意 | ○任意 |
| 特定公園施設 | 拠点施設 | ○任意 | ◎必須 |
| | 園路 | ◎必須 | ○任意 |
| | その他の公園施設 | ○任意 | ○任意 |
| その他提案施設 | 本事業と一体的な運用を行うことが効果的と考えられる施設 | ○任意 | ○任意 |

施設の費用負担・役割分担

| 施設 | | 公募対象公園施設 | 特定公園施設 | | その他提案施設 | | |
|--------|--------|----------|-----------|------------|---------------|----------|---------|
| | | | 拠点施設 | 園路・その他公園施設 | 提案（収益）施設 | その他既存施設等 | |
| 建設・整備時 | 実施主体 | 認定計画提出者 | 認定計画提出者 | 認定計画提出者 | 県 | — | |
| | 費用負担 | 認定計画提出者 | 認定計画提出者・県 | 認定計画提出者・県 | 県 | — | |
| | 許可等 | 設置許可 | 占用許可 | 占用許可 | 公共事業 | — | |
| 管理・運営時 | 施設運営 | 実施主体 | 認定計画提出者 | 認定計画提出者 | 認定計画提出者/指定管理者 | 認定計画提出者 | 指定管理者 |
| | | 費用負担 | 認定計画提出者 | 認定計画提出者 | 認定計画提出者/指定管理者 | 認定計画提出者 | 指定管理者 |
| | | 許可等 | 設置許可 | 管理許可 | 管理許可/指定管理者制度 | 管理許可 | 指定管理者制度 |
| | 施設維持管理 | 実施主体 | 認定計画提出者 | 認定計画提出者 | 指定管理者 | 指定管理者 | 指定管理者 |
| | | 費用負担 | 認定計画提出者 | 認定計画提出者 | 指定管理者 | 指定管理者 | 指定管理者 |
| | | 許可等 | 設置許可 | 管理許可 | 指定管理者制度 | 指定管理者制度 | 指定管理者制度 |
| 施設の所有者 | | 認定計画提出者 | 県 | 県 | 県 | 県 | |

(6) 事業期間

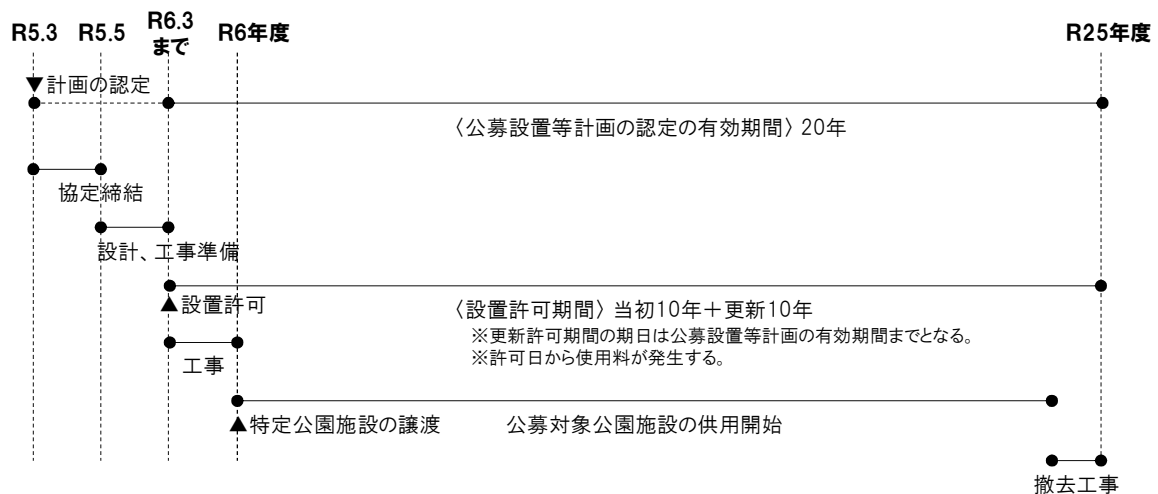
公募設置等計画の認定の有効期間は、計画の認定後、設置許可の許可日から 20 年間を基本とします。

公募対象公園施設の設置許可の期間は、当初 10 年とし、その後、1 回に限り許可の更新を行うものとします。

また、事業を終了するときには、認定計画提出者は速やかに自己の負担において、公募対象公園施設を解体・原状復旧することを基本とします。

また、特定公園施設については、令和 6 年度中に供用開始をするものとします。

【事業期間と公募対象公園施設の設置許可期間の関係（最長の許可期間を想定）】



(7) スケジュール

公募及び事業スケジュールは以下の予定です。ただし、都合により変更となる場合があります。

| 項目 | スケジュール |
|------------------|---|
| 公募設置等指針の公表 | 令和 4 年 11 月 29 日 (火) |
| 応募登録開始 | 令和 4 年 12 月 12 日 (月) |
| 説明会の開催 | 令和 4 年 12 月 20 日 (火) |
| 質問の受付 | 令和 4 年 12 月 12 日(月) ~ 令和 5 年 1 月 11 日(水) |
| 質問に対する回答期限 | 令和 5 年 1 月 24 日 (火) |
| 応募登録期限 | 令和 5 年 1 月 27 日 (金) |
| 公募設置等計画の受付 | 令和 5 年 1 月 27 日 (金) ~ 令和 5 年 2 月 21 日 (火) |
| 公募設置等計画の評価 (審査) | 令和 5 年 2 月 22 日 (水) ~ 令和 5 年 3 月中旬 |
| 設置等予定者等の選定 | 令和 5 年 3 月下旬 |
| 公募設置等計画の認定 | 令和 5 年 3 月下旬 |
| 基本協定の締結 | 令和 5 年 5 月中旬 |
| 認定計画提出者による設計及び工事 | 令和 5 年度～ |
| 設置許可申請、承認 | 令和 5 年度中 |
| 供用開始 | 令和 6 年度中 |

(8) 事業の流れ

① 設置等予定者の選定

本県は、応募者が提出した公募設置等計画の審査を行い、設置等予定者を選定します。

② 公募設置等計画の認定

本県は、設置等予定者の提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をします。また、当該認定をした日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公示します。

公募設置等計画の認定後、設置等予定者は認定計画提出者となります。

③ 基本協定の締結

認定計画提出者は、公募設置等計画に基づき、本県との間で、協議の上、事業実施条件や認定計画提出者の権利・義務等を定めた「基本協定」を締結します。

④ 公募対象公園施設の設置

認定計画提出者には、設置許可により、公募対象公園施設の整備を行っていただきます。

⑤ 特定公園施設の設計・建設、県への譲渡

特定公園施設に係る設計及び建設は、認定計画提出者の負担において実施していただきます。なお、建設工事期間中は公園使用料を免除するものとします。

認定計画提出者が整備した特定公園施設は、整備完了後、県が上限金額内で費用負担し、施設の譲渡を受けるものとします。なお、前払いや出来高払い等の部分払いについては、別途協議することとします。

⑥ 公園施設の管理運営

認定計画提出者には、設置許可により、公募対象公園施設の維持管理及び運営を行っていただきます。

特定公園施設のうち、西口エリアに設置する拠点施設については、都市公園法第5条に基づく管理許可により、認定計画提出者による維持管理運営を行っていただきます。

また、その他の特定公園施設のうち収益事業を行う提案施設については、都市公園法第5条に基づく管理許可により、認定計画提出者による維持管理運営を行っていただきますが、収益事業に該当しない施設（園路等）については、県が別途指定する指定管理者により維持管理を行います。

なお、公募対象区域内において、認定計画提出者が、設置許可または管理許可を受ける範囲以外において、指定管理者による維持管理業務以上の水準で維持管理を行うことを希望する場合は、県及び指定管理者との協議により、維持管理作業の追加を認めるものとします。

但し、この場合の費用については、認定計画提出者が負担するものとします。

⑦ 利便増進施設の設置、管理運営

認定計画提出者が認定計画に基づき設置する利便増進施設は、都市公園法第6条に基づく占

用許可により設置し、認定計画に基づき管理運営を行っていただきます。

(9) その他

遊戯施設の設置を提案する場合は、都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第 2 版）（国土交通省）を踏まえた計画としてください。

2. 公募対象公園施設の設置管理に係る事項

(1) 公募対象公園施設の種類

公募対象公園施設は、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定されている宿泊機能を有する便益施設または休養施設とします。

なお、都市公園は、基本的に一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることから、特定の利用者に限定される施設や、騒音、振動、光害、悪臭等の発生により、他の利用者による公園利用を阻害するような施設は望ましくありません。こうした、公園への設置が相応しくない施設及び周辺地域と調和しない施設の提案は認められません。

提案に際しては、これらを踏まえ、以下の条件を満たすものとしてください。

① 建設に関する条件

- ア 県が指定する公募対象区域内において、公募対象公園施設を提案してください。
- 公募対象公園施設は、北口エリアにおいて、宿泊機能を有する便益施設または休養施設を設置することを必須提案とします。
- 西口エリアにおける提案も可としますが、既存施設、遊具等の設置状況を踏まえ、既存施設等の利用者に配慮した施設設置を提案してください。
- なお、現状の利用形態等を踏まえたうえで、イベント開催等の一時的な利用に資する提案は可能としますが、実施にあたっては、指定管理者との事前協議を行ってください。
- イ 建築面積（水平投影面積）は、1,500㎡を上限とします。建築物を分棟配置する場合においても、建築物の建築面積の合計が、上記の建築面積の上限を超えないものとします。
- また、1棟あたりの建築面積は、1,000㎡を上限とします。構造については平屋建てを基本とします。ただし、環壕集落からの景観、弥生の風景や古代の森の風景に調和したものの、かつ公園の魅力向上につながるものに限り、2階建てまで認めることとします。なお、その際は2階建てとする必要性や2階建てとすることによる効果を提案してください。また、高さは周辺の高木の高さかつ10m以下としてください。
- ウ 本公園とその周辺空間に相応しい、景観に配慮した施設デザインや素材、色彩としてください。室外機や設備機器など施設外部に設置する設備は、目隠しをするなど、景観に配慮してください。
- エ バリアフリーに配慮した設計としてください。
- オ 施設や夜間照明等の配置については、死角や暗がりを作らないよう、安全性・防犯性に配慮してください。なお、歴史公園の景観・環境等の保全に配慮し、必要以上に明るくならないようにしてください。
- カ インフラ（電気、上下水、ガス、通信等）の建設が必要な場合は、設置許可を受ける範囲内においては、認定計画提出者の負担において行ってください。また、設置許可を受ける範囲外における建設は、県の負担による別途工事を予定していますので、事前に県と協議してください。
- キ 認定計画提出者の負担において建設するインフラを公園内の既設設備及び県で別途整備する設備に接続する場合には、子メーターの取付け義務や使用分の電気、上下水道料金

等の支払い義務が発生するほか、公園内の工事・点検に伴う一時的な使用停止への協力義務等が発生する場合があります。

- ク 建設予定地の舗装等の撤去等は、認定計画提出者の負担において行ってください。
なお、地盤改良が必要となる場合は、認定計画提出者からの提案に基づき、県と協議により、内容、手法等を決定し、県の費用負担において行うものとします。
既存の地質調査データについては、提供しますので、必要な場合は、県に申し出てください。
- ケ 土地の形質の変更や樹木の伐採を行う場合は、県との協議を行い内容・手法等を決定します。なお、樹木の伐採は必要最小限として計画してください。
- コ 屋外に表示または設置する施設名称などの自家用広告物及び管理用広告物については、佐賀県屋外広告物条例に従ったものとしてください。
- サ 公募対象公園施設の工事着手は、設置許可を受けた後とします。
- シ 設置許可を受けた範囲外で工事期間中に占有が必要な場合又は工事着手前に調査測量等で占有が必要な場合は、事前に占有許可を受け、許可時に占有料を支払っていただきます。ひと月未満の取扱いについては、ひと月分の占有料を支払うこととし、円未満の端数が生じるときは切り捨てるものとします。

| 占有施設等の種類 | 占有料 |
|--------------|----------------------------|
| 工事中施設及び工事中材料 | 110 円 / m ² ・ 月 |

- ス 公園内への自動販売機の設置は、原則不可とします。ただし、公募対象公園施設の許可範囲においては、設置できるものとしますが、周囲との調和に配慮するなど景観に配慮してください。
- セ 公募対象公園施設の設置対象区域は、埋蔵文化財包蔵地に含まれており、形状を変更する場合は調査が必要です。詳細については、佐賀県ホームページで公表している佐賀県遺跡地図をご確認ください。
- ソ 公募対象公園施設の設置にあたっては、令和 2 年 5 月 4 日付で厚生労働省が公表した新型コロナウイルスを想定した、「新しい生活様式」の実践等に配慮してください。

② 管理運営に関する条件

- ア 公園利用者が利用しやすく、公園利用者及び地域住民の安全・安心に配慮した管理運営としてください。
- イ 持続的に運営可能な事業計画としてください。
- ウ 思いやりの心を持ったサービスを確保してください。
- エ 高齢者、子供連れ、障がい者の方々の利用にも十分配慮してください。
- オ 公園利用者の利便性を考慮し、吉野ヶ里歴史公園の休園日を除き、原則通年営業としてください。なお、定休日等を設けることも可としますが、休業日等の設定の考え方について、提案してください。

- カ 公園の開園時間は、現行の開園時間を基本としますが、提案内容を踏まえ、公募対象区域の範囲内において、部分的に開園時間の変更を行う場合があります。宿泊施設の営業時間については、チェックイン・チェックアウト時間等について、提案してください。また、公園の開園時間以外の園内への入退園、公園駐車場の利用については、国営エリアである東口の利用は不可とします。県立エリアである北口、西口（既存及び新設）については、公園の開園時間以外の公募対象公園施設利用者等の入退園を可能としますが、閉園時間における入退園を行う場合は、人員配置等の管理方法を含めて、提案してください。
- キ 宿泊利用に関する入園料については、2日間通し券の適用とします。連泊する場合には、宿泊日数に応じて、2日間通し券と1日券の併用とします。また、駐車料金については、入退場毎に1回の適用としますが、同日内であれば、再入場を可能とします。
- ク イベント等で著しく周辺が混雑する場合など、都合により、一時的に営業時間の短縮を指示する場合があります。また、イベント等の開催にあたっては、地域住民や周辺環境へ配慮したものとしてください。
- ケ 事業期間中の騒音・振動・光害・悪臭等については、極力発生させないこととし周辺環境に十分に配慮してください。
- コ 屋内は原則禁煙とします。屋外の喫煙については、現在、分煙措置を講じているため、同様の対応とすることとします。
- サ アルコール販売を行う場合、その内容等について、事前に県に提出することとします。
- シ テイクアウト形式の飲食の提供については、可能とします。
- ス 公園利用者が店舗を利用することによって生じる公園内のゴミの回収等については、認定計画提出者が相応の負担をするものとします。また、テイクアウト形式の飲食の提供を実施するにあたっては、ごみの散乱等に関する対応策を検討してください。
- セ 県産品の使用・提供及び県のPRに繋がる物販について、可能な範囲で実施するように努めてください。
- ソ 年間を通じ、円滑な管理運営が可能な従業員の配置及び連絡体制としてください。
- タ 地震・火災等、非常時の危機管理に対応した管理運営が可能な従業員の配置及び連絡体制としてください。
- チ 従業員及び関係者の駐車場は、原則として、公園区域外に別途確保してください。
なお、設置許可を受ける範囲において、従業員及び関係者の駐車場として認定計画提出者が自ら駐車スペースを設ける場合及び既存の公園内駐車場のうち北口駐車場内において、県が認定計画提出者の利用を認める駐車スペースの枠内での駐車は可とします。
駐車スペースを独占的に使用する場合は使用料が発生します
従業員及び関係者の駐車場について、公園内での確保を希望する場合には、事前に県と協議してください。
- ツ 原則として、認定計画提出者は設置許可期間（更新後の期間も含む）が満了するまでに、認定計画提出者の責任及び負担において、公募対象公園施設部分を撤去し、更地にして返還していただきます。ただし、県が認める場合には、施設の撤去を行わなくてよいものとします。

- テ 日別の利用者数や月別の売上額、ワークショップ等の地域貢献活動報告などを記載した事業報告書を定期的（月報・日報については、月毎、年次報告については、事業年度毎を基本とします。）に提出していただきます。
- ト オープンテラスや施設利用者用駐車場等の屋外利用については、移動困難な施設設置を伴わない限り可能とします。ただし、その場所を独占的に使用する場合は使用料が発生します。
- ナ 公園がにぎわうイベント時などにおいて、公募対象公園施設の営業以外にも、公園利用者の利便に資する活動を提案してください。イベント等での活動については、施設の設置場所以外の公園内であれば活動可能とします。（例：公募対象公園施設は●●に設置するが、▲▲イベント開催時に臨時で■■にテントを設置し、飲食販売を実施）。必須ではありませんが、提案した場合には、実施効果、具体性及び実現性等を考慮し、加点対象とします。ただし、実施にあたっては事前に県と協議を行い、佐賀県立都市公園条例に基づく使用料を負担していただきます。

| 行為の種類 | 行為許可使用料 |
|------------------------------------|-----------|
| 行商、募金、露店営業その他これらに類するもの | 190 円／日 |
| 業として写真を撮影するもの | 3,980 円／月 |
| 業として映画を撮影するもの | 8,000 円／日 |
| 展示会、博覧会、競技会、祭礼、集会その他これらに類する催しをするもの | 2,200 円／日 |
| 花火、キャンプファイヤー等火気を使用するもの | 1,770 円／日 |

- ニ 公募対象公園施設の営業状況については、毎年、報告してください。
- ヌ 公募対象公園施設の運営に合わせて、周辺の樹木の剪定、除草、清掃など公園利用者が安全・安心して利用できるよう、指定管理者との協力のもと維持管理をしてください。
- ネ 災害発生時は、必要に応じて、地域住民と迅速な連携ができるよう配慮してください。

（２）公募対象公園施設の場所とその内容

次ページの公園平面図に示す公募対象区域から、公募対象公園施設の設置場所を選び、そこから使用する範囲を提案してください。その使用する範囲については、認定計画提出者が設置許可を受けて使用する部分となります。

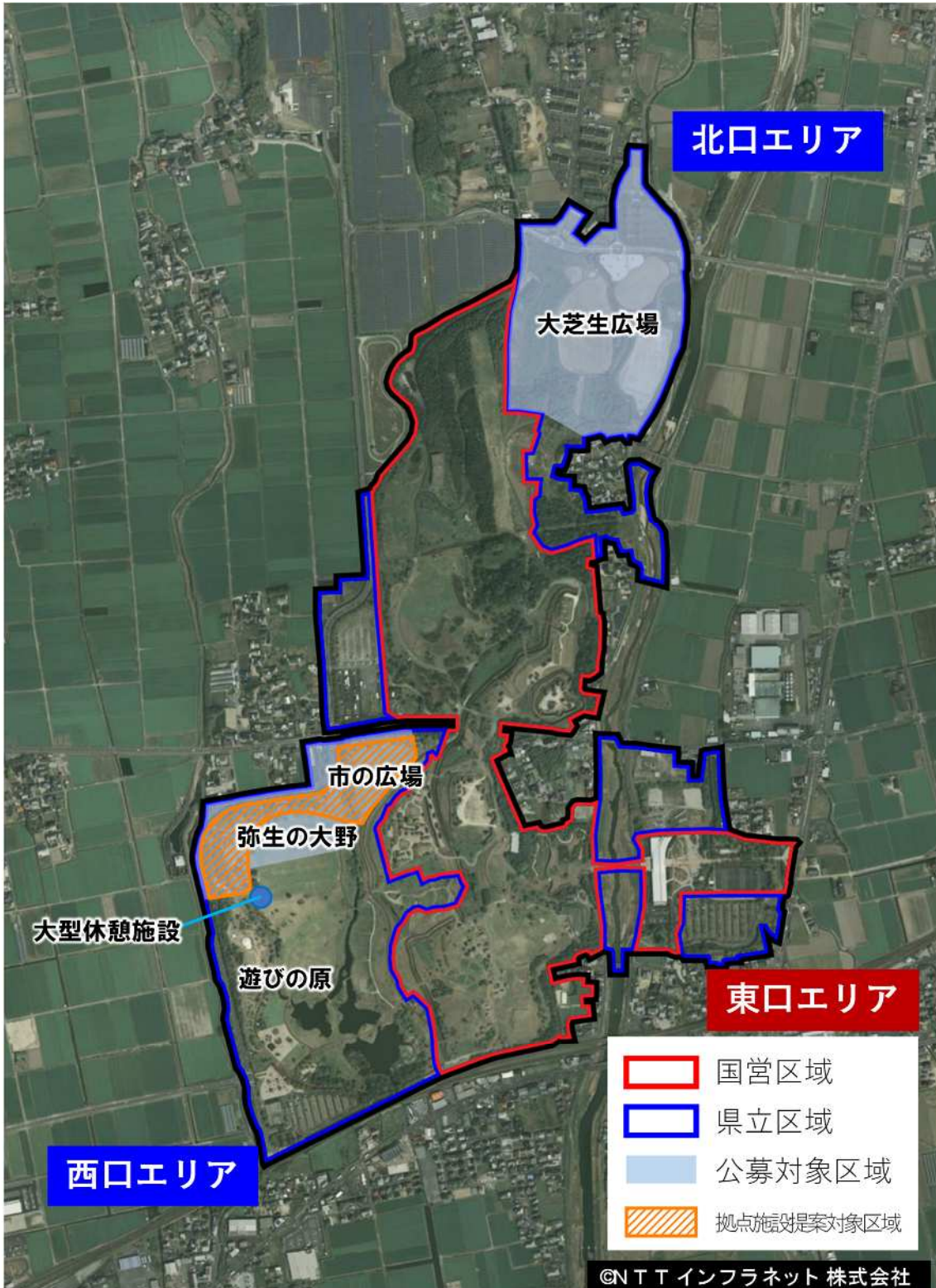
なお、本事業では、公募対象公園施設として、宿泊機能を有する便益施設または休養施設を北口エリアに設置することを必須提案とします。公募対象区域にある既存施設・遊具については、存置を基本としますが、事業内容に合わせて、既存施設についての撤去・移設・改修・更新等の提案がある場合には、本事業の公募に合わせて、提案することができるものとします。

また、公募対象公園施設の運営に関連するイベント開催等について、認定計画提出者の設置許可区域外で実施する場合には、指定管理者との事前協議を行ってください。

吉野ヶ里歴史公園における公募対象区域

公募対象
区域

「北口エリア」
「西口エリア」(弥生の大野の大型休憩施設以北)



(3) 公募対象公園施設の設置又は管理の開始の時期

公募対象公園施設の設置許可又は管理の申請は、基本協定の締結以降とします。設置許可は、工事着手前までに受けてください。設置の開始時期は、許可日以降となります。

(4) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額

認定計画提出者は、公募対象公園施設の使用する面積に対して、公募対象公園施設の使用料単価を乗じた額を、設置許可使用料として県に支払っていただきます。なお、設置許可面積には、建築物の範囲以外に外構等も含める他、独占的に使用する範囲の面積が含まれるものとし、設置許可面積の決定にあたっては、設計協議を経て、認定計画提出者から最終的な計画内容を提示いただき、県が精査確認します。

公募対象公園施設の使用料単価は、以下の最低額以上としてください。

| | | |
|--------------------|-------------|----------|
| 公募対象公園施設の使用料単価の最低額 | 建築物を設置する範囲 | 45 円／㎡・月 |
| | 建築物を設置しない範囲 | 2 円／㎡・月 |

公募対象公園施設の使用料は、年度ごとに県が発行する納入通知書により支払っていただきます。原則として、設置許可時又は設置許可更新時に当該年度分を支払っていただき、次年度以降は県の指定する期日までに1年分を支払っていただきます。

許可日の属する年度又は許可終了年度で、使用期間が1年に満たない場合は、月割計算とします。また、ひと月未満の取扱いについては、ひと月分の使用料を支払うこととし、円未満の端数は生じるときは切り捨てるものとします。

○収益の還元について

公募対象公園施設から生ずる収益について、その増加が見込まれる場合は収益の一部を還元してください。公園利用者に資する還元方法について、提案してください。

3. 特定公園施設の設置管理に係る事項

(1) 特定公園施設の建設に関する事項

「2.(2) 公募対象公園施設の場所」に記載の公募対象区域内を対象に、特定公園施設の建設について提案してください。

提案にあたっては、県が整備を求める以下の施設を参考としてください。

なお、下記以外の特定公園施設をあわせて提案いただくことも可能です。

① 特定公園施設の種類と整備内容

県が整備を求める特定公園施設は、以下のとおりとします。

<北口エリア>

- ・園路・車路（公園施設へのアクセスに必要な範囲）

<西口エリア>

- ・拠点施設（便益施設・交流施設）※拠点施設提案対象区域に限る

② 県による特定公園施設の建設に要する費用の負担

特定公園施設の建設に関する費用は、公募対象公園施設、利便増進施設から見込まれる収益等及び、県の負担額で賄ってください。

公募設置等計画には、(ア) 特定公園施設の建設に要する費用の見込み額、(イ) 公募対象公園施設、利便増進施設から見込まれる収益等からの充当額、(ウ) 県に負担を求める金額を提案してください。

佐賀県が負担する費用の上限額は、以下のとおりとします。

| |
|---|
| 佐賀県が負担する費用の上限額 920,000 千円（消費税及び地方消費税含む） |
|---|

なお、県の負担する額は、設計協議を経て、認定計画提出者から最終的な計画内容とその工事費内訳を提出いただき、県が金額を精査確認（数量、単価設定等が適切かを確認するものとし、単価設定については、県が工事発注する際の標準単価を参考とします。）した上で、県と認定計画提出者で協議し決定します。

原則として、県の負担する額は、認定計画提出者が上記「(ウ) 県に負担を求める金額」で提案した額を上回ることはできません。

なお、公募対象公園施設及び特定公園施設に投資する費用の合計は県に負担を求める費用の1割以上としてください。

※令和4年度2月佐賀県定例県議会で令和5年度当初予算が可決されなかった場合は無効とします。

③ 特定公園施設の建設に関する提案

特定公園施設の建設は、基本協定締結後に設計協議を経て、認定計画提出者から最終的な計画内容を提出いただき、県が精査確認し、その後着工するものとします。全ての工事を完了し

た後、県の完了検査を受けていただき、県への引渡し日は、完了検査合格後となります。引渡し日までは、認定計画提出者にて現地の管理をしてください。

また、提案にあたっては、以下の建設条件を満たすものとしてください。

- ア 公募対象公園施設と一体となって都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与する内容としてください。
- イ 特定公園施設のうち拠点施設の建築面積（水平投影面積）は、1,500 m²を上限とします。建築物を分棟配置する場合においても、建築物の建築面積の合計が、上記の建築面積の上限を超えないものとします。また、1棟あたりの建築面積は、1,000 m²を上限とします。構造については平屋建てを基本とします。ただし、環壕集落からの景観、弥生の風景や古代の森の風景に調和したもの、かつ公園の魅力向上につながるものに限り、2階建てまで認めることとします。なお、その際は2階建てとする必要性や2階建てとすることによる効果を提案してください。また、高さは周辺の高木の高さかつ10m以下としてください。
- ウ 利用者の安全・安心、バリアフリーについて、佐賀県福祉のまちづくり条例に基づいた計画としてください。
- エ 本公園とその周辺空間に相応しい、景観に配慮した施設デザインや素材、色彩としてください。室外機や設備機器など施設外部に設置する設備は、目隠しをするなど、景観に配慮してください。特に市の広場は環壕集落の緩衝地帯となっていることから、その機能を損なうことがないように、慎重に検討を行うとともに、景観面への配慮、緩衝地帯としての機能保持などについて十分な説明を行ってください。
- オ 環境負荷低減、建物リサイクル等環境保全に配慮した提案としてください。
- カ 維持管理が容易なものとしてください。
- キ 土地の形質の変更や樹木の伐採を行う場合は、県との協議を行い内容・手法等を決定します。なお、樹木の伐採は必要最小限として計画してください。
- ク 管理許可を受けて運営する収益施設等に関して、屋外に表示または設置する施設名称などの自家用広告物及び管理用広告物については、佐賀県屋外広告物条例に従ったものとしてください。
- ケ 公園内への自動販売機の設置は、原則不可とします。ただし、特定公園施設のうち、管理許可の受ける範囲においては、協議により設置できるものとしますが、周囲との調和に配慮するなど景観に配慮してください。
- コ 特定公園施設の設置対象区域は、埋蔵文化財包蔵地に含まれており、形状を変更する場合は調査が必要です。詳細については、佐賀県ホームページで公表している佐賀県遺跡地図をご確認ください。
- サ 施設の設置にあたっては、令和2年5月4日付で厚生労働省が公表した新型コロナウイルスを想定した、「新しい生活様式」の実践等に配慮してください。
- シ 特定公園施設に対して、認定計画提出者による設置であることを表示することも可能です。

（2）特定公園施設の管理運営に関する事項

特定公園施設のうち拠点施設等の収益施設については、県への引き渡し後、認定計画提出者が

管理許可を受け、認定計画提出者により運営を行ってください。

園路等の収益施設以外については、県が別途指定する指定管理者による維持管理を行うことを基本とします。施設の一体的な管理運営のために、認定計画提出者が収益施設以外の管理を希望する場合には、県との協議により、管理許可による運営を認めます。

また、管理許可を受けて管理する場合の運営費用に関しては、認定計画提出者による一体的な施設運営・維持管理を行うものとして、認定計画提出者が負担してください。

管理許可による特定公園施設の管理においては、使用料が発生します。

管理許可による使用料単価は、以下のとおりです。

| | | |
|------------------|------------|-----------|
| 管理許可による 使用料単価 | 建築物を管理する場合 | 330 円/㎡・月 |
| | 建築物以外 | 5 円/㎡・月 |

4. 利便増進施設の設置管理に係る事項

(1) 利便増進施設の設置に関する事項

① 利便増進施設の設置について

利便増進施設を設置する場合は、設置する施設の種類、規模、設置場所等を提案してください。設置できる施設は、自転車駐車場、地域における催しに関する情報提供のための看板・広告塔です。

② 利便増進施設を設置する場合の占用料

利便増進施設を設置する場合、都市公園法第 5 条の占用許可を受けてください。占用料は、以下のとおりです。

| 占用の種類 | | 占用料 |
|--------|-------------------|-------------|
| 自転車駐車場 | | 1,300 円/㎡・年 |
| 広告塔 | 表示面積あたり | 1,100 円/㎡・年 |
| 看板 | 一時的に設けるもの 表示面積あたり | 110 円/㎡・月 |
| | その他のもの 表示面積あたり | 1,100 円/㎡・年 |

※佐賀県立都市公園条例第 10 条に基づき、都市公園の使用において営利を目的としない行為などで知事が特に認めた場合は、使用料を減免することがあります。

5. その他提案施設の提案・管理運営に係る事項

本事業では、公募対象公園施設または特定公園施設と連携して、本事業の中で一体的に整備すべき公園施設を提案することができます。

提案された施設については、佐賀県による整備が公園の利用促進等につながると判断される施設について、別途整備を行い、管理許可を受けた認定計画提出者による運営管理または県が別途指定する指定管理者による維持管理を行います。

提案にあたっての条件は、以下のとおりとします。

<提案可能な施設>

その他提案施設として、提案可能な施設は、公募対象公園施設または特定公園施設と一体的に整備し、認定計画提出者で運営可能な公園施設とします。

<提案可能な区域>

その他提案施設を提案可能な区域は、公募対象区域内とします。公募対象公園施設、特定公園施設と連携し、一体的に運営可能な配置として、提案してください。

なお、提案にあたっては、一般の公園利用者の利用に配慮し提案して下さい。

また、その他提案施設の整備は、県が提案内容を精査し、計画の変更が必要と認める場合は、認定計画提出者に計画の変更を協議することがあります。

<施設的设计・施工>

その他提案施設的设计・施工については、認定計画提出者の提案をもとに、県で別途、設計を行い、施工します。

なお、その他提案施設の提案にあたっては、佐賀県の事業実施の参考とするため、事業費の見込み額について、提案してください。

ただし、提案する事業費の見込み額については、県において事業規模の妥当性の確認に用いますが、提案額自体は、評価対象外とします。

<施設の運営・維持管理>

認定計画提出者により、提案されたその他提案施設の運営は、認定計画提出者により実施することを基本とします。その他提案施設の運営費用に関しては、認定計画提出者のよる一体的な施設運営・維持管理を行うものとして、認定計画提出者が負担してください。

なお、その他提案施設の運営は、管理許可による運営を基本としますが、既存の指定管理者の事業範囲として実施可能な内容については、指定管理者の事業範囲とすることも可能とします。その他提案施設の維持管理を認定計画提出者が行わないとする場合には、県と事前に協議を行うものとします。

管理許可による使用料単価は、以下のとおりです。

| | | |
|-------------------|------------|-----------|
| その他提案施設の 使用料単価 | 建築物を管理する場合 | 330 円／㎡・月 |
| | 建築物以外 | 5 円／㎡・月 |

6. その他の事項

(1) 都市公園の環境の維持及び向上を図るための措置に関する事項

① 関係法令の遵守及び利用者の安全性・利便性を考慮した管理運営

都市計画法、都市公園法、文化財保護法、佐賀県立都市公園条例、佐賀県美しい景観づくり条例、佐賀県屋外広告物条例、佐賀県福祉のまちづくり条例、吉野ヶ里町吉野ヶ里歴史公園周辺景観条例、神崎市吉野ヶ里歴史公園周辺景観条例、建築基準法、消防法、及びその他各種関係法令等を遵守し、公園利用者・地域住民の安全・安心及び公園利用者の利便性に配慮した管理運営を行ってください。

② 公園施設の管理運営に関する事項

本公園全体の維持管理は、県が別途指定する指定管理者による維持管理を基本とします。

認定計画者は、公募対象公園施設及び本事業で整備する特定公園施設のうち収益事業を行う施設について、施設運営を行ってください。

また、その他提案施設の運営管理を行う場合には、管理許可により、認定計画提出者による一体的な運営を認めます。

指定管理者の実施する内容については、別紙「佐賀県立吉野ヶ里歴史公園 管理運営業務仕様書」に従うこととします。

なお、公園施設の管理運営にあたって、公園施設の管理許可の範囲では、協議により自動販売機を設置できるものとします。設置にあたっては、周囲との調和に配慮するなど景観に配慮してください。

また、認定計画提出者の自主事業としてのイベント開催等について、認定計画提出者の管理許可区域外で実施する場合には、指定管理者との事前協議を行ってください。

なお、これまで実施してきたイベントは引き続き開催できるよう協力・配慮してください。

③ 県による公園施設の管理運営費用の負担

認定計画提出者の行う事業の管理運営費用は、公募対象公園施設からの収益及び特定公園施設等のうち、管理許可を付与する施設からの収益で賄ってください。

④ 暴力団等の施設利用における措置

本施設が暴力団等の活動に利用されることにより、当該暴力団等の利益になると認められるとの疑義がある場合は、県の担当部署を通じ、利益になる利用であるかどうかを佐賀県警察に対し、照会します。

その結果、利益になる利用であるとの回答又は通報があった場合には、原則として認定計画提出者に対し、公募設置等計画の認定の取消し及び設置許可並びに管理許可の取消しを行います。また、県は、それに伴う営業補填や公募対象公園施設の解体・現状復旧に必要な費用は負担しないものとします。

(2) 認定の有効期間

公募設置等計画の認定の有効期間は、公募対象公園施設の整備にかかる設置許可の許可日から20年間とします。この有効期間には、公募対象公園施設の工事及び事業終了時の解体・原状回復に要する期間も含まれます。なお、認定計画提出者と本県との協議により、認定の有効期間終了後、公募対象公園施設の解体・現状復旧とせず、継続して、設置許可を行う場合があります。

また、特定公園施設及び認定計画提出者の提案によるその他施設の運営に関する管理許可については、公募設置等計画の認定期間及び設置許可の付与方法に準じるものとします。

(3) 公園全般に関する事項

① 新たな施設の整備について

- ・本公園は「基本計画（吉野ヶ里歴史公園基本計画策定業務報告書（平成5年3月）」、「基本設計（国営吉野ヶ里歴史公園基本設計業務報告書（平成6年2月）」の公園整備の考え方に基づき整備を進めています。新たな施設の提案はその考え方を十分踏まえたものとしてください。

② 景観への配慮について

- ・本公園は弥生時代の景観を感じさせる魅力ある風景・環境づくりに取り組んでいます。
- ・新たに設置する各施設は、別紙の要求水準を満たすとともに、周辺空間と調和し、景観に配慮した施設デザイン、素材、色彩としてください。

③ 国営エリア等への閉園後の侵入防止対策について

- ・国営エリアを含む公募対象区域以外は、現行の開園時間で運営されることから閉園後の侵入防止対策を講じる必要があります。
- ・国営エリアへの侵入防止対策（ハード面）は、国と調整のうえ県が対策を講じ、その施設の維持管理は基本的に指定管理者が担うことを考えています。
- ・認定計画提出者は、運営エリアの利用者に対し閉園区域への立入防止の働きかけ等の運営者として行うべき安全対策を県と協議のうえ確実に実施してください。
- ・なお、閉園区域で生じた事故等の責任は認定計画提出者が負うことを基本とします。

④ 歴史公園としての施設整備、運営について

- ・本公園は吉野ヶ里遺跡を有し、その保存及び活用を図る国営エリアと一体的に運営を行っています。上記①、②、③の対応をはじめ、本公園の基本理念や基本方針に基づいた提案としてください。なお、その観点から、提案後の県との協議において、認定計画提出者に計画の修正・変更等を求めることがあります。

7. 公募の実施に関する事項等

(1) 公募への参加資格

① 応募者の制限

次の項目のいずれかに該当する方は、応募することができません。法人のグループの構成団体になることもできません。また、いずれかに該当するにもかかわらず、後日それが明らかになった場合は、公募設置等計画の認定取消し及び設置許可並びに管理許可の取消しを行います。県は、それに伴う営業補償や公募対象公園施設の解体・現状復旧に必要な費用を負担しないものとしします。

- ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てを受けている法人
- イ 当該法人の設立根拠法に規定する解散または精算の手続きに入っている法人
- ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する法人
- エ 公募設置等指針配布日から、設置等予定者決定通知日までの間に、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領第 2 条による指名停止の措置を受け、当該指名停止期間を経過していない法人
- オ 直近の 2 年間に於いて、法人税、本店所在地の法人都道府県税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。）
- カ 暴力団の排除に関し、次のいずれかに該当する法人
 - a. 公募設置等指針配布日から設置等予定者決定通知日までの間において、佐賀県暴力団排除条例第 3 条第 1 項に規定する暴力団排除措置の対象である法人。
 - b. 公募設置等指針配布日以前において、佐賀県暴力団排除条例第 3 条第 1 項に規定する排除措置の対象であった法人。ただし、当該排除措置の対象外となった日から 3 年を経過した法人を除く。
- キ 選定委員会委員が経営又は運営に直接関与している法人

② 応募条件

- ・応募する法人（以下「応募法人」という。）は、他の応募する法人のグループ（以下「応募グループ」という。）の代表法人又は構成団体となることはできません。
- ・同時に複数の応募グループにおいて、応募グループの代表法人又は構成団体となることはできません。

③ 応募者の資格

応募者は、法人又は法人のグループに限り、次の条件を満たしている必要があります。

■法人の場合

- ア 直近決算において債務超過でないこと。ただし、事業継続性があると認められる場合は除く。

- イ 公募対象公園施設について、本事業と類似した事業について公募開始時点で3年以上の経営実績を有すること。
- ウ 特定公園施設について、本事業に類似した飲食事業について、公募開始時点で3年以上の経営実績を有すること。
- エ 本店所在地が日本国内であること。

■法人のグループの場合

- ア 応募時に共同事業体等を結成し（以下共同事業体等を構成する法人を個別に又は総称して「構成団体」という。）、代表構成団体を定めること。
- イ 全構成団体について、直近決算において債務超過でないこと。ただし、事業継続性があると認められる場合は除く。
- ウ 構成団体のうち、公募対象公園施設の経営の役割にあたる少なくとも1社は、本事業の公募対象公園施設と類似した事業について公募開始時点で3年以上の経営実績を有すること。
- エ 構成団体のうち、特定公園施設の経営の役割にあたる少なくとも1社は、本事業の特定公園施設と類似した飲食事業について公募開始時点で3年以上の経営実績を有すること。
- オ 全構成団体について、本店所在地が日本国内であること。

（2）地場産業の活用

公募対象公園施設及び特定公園施設の施工にあたっては、県内企業を積極的に活用してください。

なお、特定公園施設については、県が一部費用の負担を行い、公園内の施設を整備することから、佐賀県土木工事等共通仕様書等の基準に準拠を行うとともに、仕様書記載の下請負人や工事資材の県内優先活用を行ってください。

（3）提供情報

公募設置等計画の作成にあたっては、以下の資料を参照してください。

- ・公園平面図
- ・給水状況図、下水道状況図
- ・電気設備状況図
- ・主要建築物の平面図、建築図面等
- ・地質・地盤に関する資料
- ・入園者数に関するデータ
- ・吉野ヶ里歴史公園官民連携による整備管理方針
- ・佐賀県立吉野ヶ里歴史公園 管理運営業務仕様書
- ・基本計画（吉野ヶ里歴史公園基本計画策定業務報告書（平成5年3月））※
- ・国営吉野ヶ里歴史公園基本設計業務報告書（平成6年2月）※
- ・その他請求のあったもののうち提供可能なもの

※佐賀県まちづくり課において閲覧可能（写真撮影可）

8. 公募の手続きに関する事項等

(1) 日程

「1. (5) スケジュール」に記載した日程を予定しています。ただし、都合により変更となる場合があります。

(2) 応募手続き

① 公募設置等指針の交付

公募設置等指針や提出様式等は、県ホームページに掲載します。掲載期間中、掲載資料が一部変更になる場合があります。その場合は、掲載資料を変更した旨を県ホームページにてお知らせします。

以下の表の「後日提供資料」については、希望者への個別提供とするため、希望する場合は所定の時期に事務局へ申し出てください。ただし、個別提供資料については、本公募設置等計画の作成又は実施にかかる用途以外には使用しないでください。

なお、状況に応じて、応募登録申込者へ直接電子メール等により別途資料を提供する場合があります。

【掲載期間】 令和4年11月29日（火）～令和5年2月21日（火）

【掲載ページ】 <https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00389060/index.html>

【掲載資料】 下表のとおり

【アドレス】 machizukuri@pref.saga.lg.jp（課代表）

【電話番号】 0952-25-7159

【問合せ先】 佐賀県 県土整備部 まちづくり課 担当：小林、朝長

| 資料等 | | 備考 | 配布方法・場所 |
|------|-----------------------|---------|---------------------------------|
| 指針等 | 公募設置等指針 | | HP 掲載 |
| | 要求水準書 | | 〃 |
| | 基本協定書（案） | | 〃 |
| 提出様式 | 説明会申込書 | 様式 1 | 〃 |
| | 応募登録申込書 | 様式 2 | 〃 |
| | 質問書 | 様式 3 | 〃 |
| | 応募辞退届 | 様式 4 | 〃 |
| | 公募設置等計画等 | 様式 5～19 | 〃 |
| 後日提供 | 公園平面図等の図面 | | HP 掲載以外の資料については、必要に応じて請求してください。 |
| | その他、都合により追加配布資料が生じた場合 | | HP 掲載等を行います。 |

② 公募設置等指針説明会

公募設置等指針説明会を以下のとおり開催します。説明会に参加される場合は、事前に申し込みが必要ですので、以下のとおり申し込みをしてください。説明会では、公募設置等指針の説明の後、現地視察を予定しています。

【使用様式】様式1「説明会申込書」

【受付期間】令和4年11月30日（水）～令和4年12月12日（月）まで

【提出方法】電子メール

※件名は「吉野ヶ里歴史公園官民連携推進事業 説明会申込」と記載してください。

【アドレス】machizukuri@pref.saga.lg.jp（課代表）

【電話番号】0952-25-7159

【開催日時】令和4年12月20日（火）時間は説明会申込された方に後日お知らせします。

【開催場所】佐賀県庁内もしくは近くの会場を予定しております。説明会申込された方に後日お知らせします。

【参加人数】1社あたり3名まで

③ 応募登録

本事業に参加する場合は、必ず応募登録をしてください。

応募登録は、応募法人又は応募グループに限り、個人での応募登録はできません。応募グループで公募設置等計画の提出を予定されている場合は、代表構成団体が応募登録を行ってください。なお、公募設置等計画の受付前に限り、応募グループの構成団体を変更することは可能です。

応募登録は、応募登録申込書（様式1）に必要事項を記入のうえ、以下の受付期間内にまちづくり課へ電子メールにより提出してください。また、必ず電話による受信確認をしてください。

【使用様式】様式2「応募登録申込書」

【受付期間】令和4年12月12日（月）～令和5年1月27日（金）まで

【提出方法】電子メール

※件名は「吉野ヶ里歴史公園官民連携推進事業 応募登録」と記載してください。

【アドレス】machizukuri@pref.saga.lg.jp（課代表）

【電話番号】0952-25-7159

【提出先】佐賀県 県土整備部 まちづくり課 担当：小林、朝長

④ 公募設置等指針に対する質問及び回答

本指針の内容に関して質問がある場合は、質問書（様式2）に質問事項を記入のうえ、下記の受付期間内にまちづくり課へ電子メールを提出してください。また、必ず電話による受信確認をしてください。原則、電話での質問は受け付けられません。

質問に対する回答は、以下の回答期限までに県ホームページに掲載します。

【使用様式】様式3「質問書」

【受付期間】令和4年12月12日（月）～令和5年1月11日（水）まで

【提出方法】電子メール

※件名は「吉野ヶ里歴史公園官民連携推進事業に関する質問」と記載してください。

【アドレス】machizukuri@pref.saga.lg.jp（課代表）

【電話番号】0952-25-7159

【提出先】佐賀県 県土整備部 まちづくり課 担当：小林、朝長

【回答期限】令和5年1月24日（火）までに回答

⑤ 応募辞退

応募登録後に参加を辞退する場合は、応募辞退届（様式3）に必要事項を記入のうえ、電子メールにより提出してください。また、必ず電話による受信確認をしてください。

⑥ 公募設置等計画等の受付

公募設置等計画等を以下のとおり受け付けます。

公募設置等計画等は、以下の注意事項及び公募設置等計画等関係書類一覧に従って提出してください。なお、受付期間内に受付場所に到達しなかった公募設置等計画は受理しません。

【使用様式】「公募設置等計画等関係書類 一覧」に記載する様式5～19

【提出内容】提案書類及び電子データ（提出部数を確認のこと）

【受付期間】令和5年1月27日（金）～2月21日（火）まで

【受付場所】佐賀県 県土整備部 まちづくり課

【提出方法】受付場所へ持参（職員に手渡し）または郵送（必着）

※郵便事故について、県では責任を負いません。

<公募設置等計画等作成の注意事項>

- ・公募設置等計画等の提出は、1応募法人または1応募グループにつき1提案とします。
- ・提出書類の言語は日本語とし、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- ・関係法令及び条例を遵守し、かつ本指針に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で、提出書類を作成してください。
- ・提出書類の作成及び提出に必要な諸費用は、応募者の負担とします。
- ・提出書類の提出後の変更は、原則認めません。
- ・必要に応じ、「公募設置等計画等関係書類 一覧」に記載以外の書類の提示を求める場合があります。
- ・提出書類については、A4縦型パイプ式ファイル（左2点綴じ）に綴じ込み、目次・頁数及びインデックスを付け、分かりやすさ・見やすさに配慮してください。
- ・図面など内容によってA4以上の大判のサイズが良い場合は、折り込むか巻末に添付するなどして提出してください。
- ・綴じ込みの順番は、「公募設置等計画等 関係書類一覧」に記載の順に合わせてください。その他の資料がある場合には、巻末に添付してください。

- ・ファイルの背表紙には、「吉野ヶ里歴史公園官民連携推進事業 公募設置等計画」、応募者名及び正副の別について、縦書きで記載してください（テープラベル等による記載も可）。
- ・電子データの提出は、**CD-R** または **DVD-R** にて 1 部提出してください。

公募設置等計画等関係書類 一覧

| 提出書類 | 様式 | 提出部数 | |
|---|-------|------|------|
| | | 正 | 副 |
| 0. 応募登録等に関する書類 | | | |
| (1) 説明会申込書 | 様式 1 | 1 部 | |
| (2) 応募登録申込書 | 様式 2 | 1 部 | |
| (3) 質問書（質問がある場合） | 様式 3 | 1 部 | |
| (4) 辞退届（応募を辞退する場合） | 様式 4 | | |
| 1. 誓約書・委任状 | | | |
| (1) 誓約書 | 様式 5 | 1 部 | 1 部 |
| (2) 委任状（※グループ提案のみ） | 様式 6 | 1 部 | 1 部 |
| 2. 応募制限関連書類（応募グループの場合は、全ての構成団体について提出） | | | |
| (1) 定款又は寄付行為の写し | | 1 部 | 1 部 |
| (2) 法人登記簿謄本及び印鑑証明 | | 1 部 | 1 部 |
| (3) 役員名簿 | 様式 7 | 1 部 | 1 部 |
| (4) 納税証明書（その 3 の 3）の写し | | 1 部 | 1 部 |
| (5) 財務諸表 「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（純資産変動計算書）、キャッシュ・フロー計算書（作成している法人のみ）、注記等」（直近 3 年間）の写し ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。 ※連結財務諸表作成会社は、連結財務諸表、単体財務諸表 | | 1 部 | 1 部 |
| (6) 事業報告書・事業計画書等 ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。 | | 1 部 | 1 部 |
| (7) 財務状況表 ※連結財務諸表作成会社は、連結財務状況表、単体財務状況表 | 様式 8 | 1 部 | 1 部 |
| 3. 応募資格関係書類（該当する構成団体について提出） | | | |
| (1) 公募対象公園施設と同種施設の経営実績を証する書類 | 様式 9 | 1 部 | 1 部 |
| (2) 特定公園施設と同種施設の経営実績を証する書類 | 様式 10 | 1 部 | 1 部 |
| 4. 公募設置等計画 | | | |
| 公募設置等計画 表紙 | 様式 11 | 1 部 | 10 部 |
| (1) 事業の概要（全体計画） | 様式 12 | 1 部 | 10 部 |
| ① 事業の実施方針（事業コンセプト等） | | | |
| ② 事業実施体制 | | | |
| ③ 事業スケジュール | | | |
| ④ 資金計画、収支計画 | | | |
| ⑤ リスクへの対応 | | | |
| ⑥ 全体基本構想（全体平面図） | | | |
| (2) 公募対象公園施設に関する整備計画 | 様式 13 | 1 部 | 10 部 |
| ① 公募対象公園施設の設置又は管理の目的 | | | |

| | | | |
|---|----------------|------------|--------------|
| ② 公募対象公園施設の概要（建築概要） ③ 公募対象公園施設の工事の時期、実施方法、設置・管理の期間 ④ 建築概要図（配置図、平面図、立面図、断面図等） ⑤ イメージパース（外観パース、内観パース） | | | |
| (3) 特定公園施設に関する整備計画 ① 特定公園施設の設置又は管理の目的 ② 特定公園施設の概要（建築概要） ③ 特定公園施設の工事の時期、実施方法、設置・管理の期間 ④ 建設一般図（配置図、平面図、立面図、断面図等） ⑤ イメージパース（外観パース、内観パース） | 様式 14 | 1 部 | 10 部 |
| (4) 利便増進施設の設置に関する計画（任意提案） ・設置する施設の種類、規模、設置場所 ・公園利用者の利便性向上への配慮 ・利用者及び地域住民の安全・安心への配慮 | 様式 15 | 1 部 | 10 部 |
| (5) 施設の管理運営計画 ・施設の総合的な管理運営の考え方 ・施設の管理運営の役割分担（事業者、県、指定管理者）・連携に関する考え方 ・個別施設の運営計画 ・一般利用者、施設利用者の利便性への配慮 ・一般利用者、施設利用者の安全・安心への配慮 ・高齢者、子供連れ、障がい者の方々等の利用への配慮 ・夜間の防犯・安全管理に関する事項 ・施設運営において発生する音・臭い等の懸念点及びその対策 ・運営区域及びその周辺におけるゴミの回収等に対する考え方 ・公園機能の増進等に資する活動 ・自主事業・イベント等に関する計画 | 様式 16 | 1 部 | 10 部 |
| (6) 価額提案 ① 公募対象公園施設の設置許可に基づく年間使用料の提案額 ② 特定公園施設整備に関する県の負担額の提案額 | 様式 17 様式 18 | 1 部 1 部 | 10 部 10 部 |
| (7) 資金計画及び収支計画 ① 資金計画表 ② 収支計画表 ③ 積算根拠（資金計画） ④ 積算根拠（公募対象公園施設の収支計画） ⑤ 積算根拠（特定公園施設等の収支計画） | 様式 19 | 1 部 | 10 部 |
| 5. その他提案施設に関する提案（任意） | | | |
| (1) 提案概要 ① その他公園提案施設の概要（施設配置計画等） ② 整備時に期待される効果 ③ その他提案施設整備に関する概算事業費（県の負担額） | | 1 部 | 10 部 |

※任意提案に関する様式については、提案しない場合は、提出は不要です。

⑦ プレゼンテーション資料

公募設置等計画等の提出者は、プレゼンテーション用の資料データを以下のとおり提出してください。プレゼンテーションの日時等の詳細については、プレゼンテーション実施の1週間前までに提出者へ案内する予定です。また、電子データについては、事前にウイルスチェックを行ってください。

なお、プレゼンテーション資料の内容については、後述する「評価の基準」に示す評価項目の順に沿って作成してください。特に施設の整備計画において景観への配慮および施設規模の考え方については必ず説明してください。

【提出資料】プレゼンテーション時発表資料（PowerPoint形式で、PowerPoint365と互換性を有するもの）をCD-RまたはDVD-Rにて1部提出

【提出期限】プレゼンテーション実施日の前日まで

【受付場所】佐賀県 県土整備部 まちづくり課

【提出方法】受付場所へ持参（職員に手渡し）または郵送（必着）

※郵便事故について、県では責任を負いません。

⑧ 事務局（問合せ先及び提出窓口）

佐賀県 県土整備部 まちづくり課

担 当： 小林、朝長

住 所：〒840-8570 佐賀市城内 1-1-59

電 話：0952-25-7159

メールアドレス：machizukuri@pref.saga.lg.jp（課代表）

受付時間帯：土曜、日曜、祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

（3）公募設置等計画等の評価、設置等予定者候補の選定、設置等予定者の審査

① 審査の流れ

以下の2段階の手順に従って審査します。

ア 第一次審査

提出されたすべての公募設置等計画等について、都市公園法第5条の4第1項に基づき、以下の点について審査します。

a 参加資格の確認

応募者が、資格等を満たしているかを審査します。

b 法令遵守に関する審査

公募設置等計画等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査します。

c 本指針に照らし適切なものであることの審査

公募設置等計画等が本指針に照らし、適切なものであることを審査します。審査の内容は以下のとおりです。

- ・公募設置等計画が、本指針で示した目的や場所等と適合していること
- ・記載すべき事項が示されていること

- ・認定期間中の建設・運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること

イ 第二次審査

第一次審査を通過した提案について、「佐賀県吉野ヶ里歴史公園官民連携による設置等予定者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、③で示す評価の基準に沿って審査します。応募者には、選定委員会において、提案内容に関するプレゼンテーションを実施していただきます。プレゼンテーションの日時、場所等は、事務局から連絡します。

なお、応募者が多数の場合は、プレゼンテーション対象者を3社程度に絞ることがあります。

② 選定委員会

本県は公募設置等計画の審査にあたり、選定委員会を設置します。

選定委員会では、応募者から提出された公募設置等計画について③の評価項目、内容に基づき審査を行い、最優秀提案及び次点提案を選定します。

なお、審査の結果によっては、最優秀提案、次点提案の一方又は両方について、該当案なしとする場合があります。

※選定委員会の委員等への接触の禁止等

応募法人等が、最優秀提案及び次点提案選定前までに、選定委員会の委員に対して、本事業提案について接触を行った場合は、失格となります。

また、本指針配布日から設置等予定者決定通知日までは、応募法人等に限りいかなる者からの提案内容、審査内容等に関するお問合せには、お答えできません。

③ 評価の基準

本県は、提出された公募設置等計画について、以下の評価項目に沿って評価を行います。

<評価の項目・内容>

| 評価項目 | 評価の視点 | 評価点 | |
|---------------|--|---------------------------------------|----|
| 事業の実施方針 | ・対象地の地域特性等を踏まえ、本公園にふさわしい施設整備計画等となっているか | 25 | |
| | ・本公園の整備管理方針を踏まえ、公園の魅力向上が期待される事業となっているか | | |
| | ・公園利用者数の増加や公園管理費用の縮減につながる計画となっているか | | |
| | ・整備後の公園の管理・運営等において、地域との協働や連携を促進する方針となっているか | | |
| 事業の実施体制 | ・事業を実施するために十分に実行力のある業務の実施体制（緊急時の連絡体制、人員の配置等）となっているか | 20 | |
| | ・応募法人等の実績は十分か | | |
| | ・応募法人等の財務体質は健全か | | |
| | ・応募法人または応募グループの構成団体の少なくとも1社が佐賀県内に本社・本店を有する法人か | | |
| 公募対象公園施設の整備計画 | ・公園の新たな魅力を創造し、公園の利用促進につながる施設整備計画となっているか | 15 | |
| | ・園内の利用者動線、周辺施設との連携に配慮した計画となっているか | | |
| | ・公園の自然環境の保全、歴史的な景観との調和等を考慮した施設計画及び施設規模となっているか | | |
| | ・バリアフリーに配慮した施設計画となっているか | | |
| 特定公園施設の整備計画 | ・特定公園施設の整備内容が、公園利用者にとって、充実したものとなっているか | 15 | |
| | ・収益施設等の計画が、利用者サービスの向上につながる計画となっているか | | |
| | ・園内の利用者動線、周辺施設との連携に配慮した計画となっているか | | |
| | ・公園の自然環境の保全、歴史的な景観との調和等を考慮した施設計画及び施設規模となっているか | | |
| | ・バリアフリーに配慮した施設計画となっているか | | |
| 利便増進施設の設置計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・公園利用者の利便性を向上する計画となっているか ・地域振興の一翼を担う公園に資する計画となっているか | 10 | |
| 公園施設の管理運営計画 | 全般 | ・施設の運営管理方針及び方法が明確であるか | 35 |
| | 施設管理 | ・施設利用者の安全・安心に配慮した施設管理計画となっているか | |
| | | ・災害時等の緊急時の対応等について、現実的、具体的な対策が計画されているか | |
| | | ・国営公園及び国営エリアの維持管理事業者に配慮した計画となっているか | |

| | | | |
|-----------------------|---|---|-----|
| | 施設運営 | ・公募対象公園施設並びに特定公園施設及び本公園の利用を促進し、利用者サービス向上に資する計画となっているか | |
| | | ・年間を通じたにぎわいを創出するための効果的な運営計画（広報、イベントの開催計画等）となっているか | |
| | | ・現指定管理者の開催するイベントや日常管理への協力など、現指定管理者との連携を図る計画となっているか | |
| | | ・公募対象公園施設から生ずる収益の増加が見込まれる場合の還元方法について提案があるか | |
| 施設の 使用料 | ・公募対象公園施設の使用料の提案額 | 5 | |
| 県の負担額 | ・特定公園施設整備にかかる県の負担額 | 10 | |
| 事業の収益性、安定性 | ・初期整備等にかかる資金調達の計画及び持続的な事業運営のための収支計画が適切であるか | 10 | |
| | ・事業撤退等に至ると想定されるリスクと対応方針が適切であるか | | |
| その他 提案施設 に関する提案 | ・公園の魅力向上につながる提案となっているか ・公募対象公園施設、特定公園施設と一体的・効果的に運営される計画となっているか | 5 | |
| 計 | | | 150 |

※評価項目における、委員の点数を合計して評価項目ごとの得点を算出し、評価項目ごとの得点を合計して算出する全体の合計点数が最も高かった申請者の順に候補者として選定する。
ただし、全体の合計点数が満点の6割に達していない申請者は選定の対象としない。

④ 設置等予定者候補の選定

選定委員会は、公募設置等計画の提出者の中から設置等予定者候補を選定します。設置等予定者候補については、複数選定する場合や該当者なしとする場合もあります。

⑤ 設置等予定者の決定

本県は、選定された最優秀提案を提出した応募法人等を設置等予定者として、また、次点提案を提出した応募法人等を次点者として決定します。本県が設置等予定者の提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合、あるいは設置等予定者と基本協定を締結するに至らなかった場合は、次点者が設置等予定者としての地位を取得します。なお、審査の結果によっては、設置等予定者、次点者の一方又は両方について、該当者なしとする場合があります。

⑥ 結果通知

選定結果は、速やかに全ての応募法人及び応募グループの代表法人に文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果については、本県ホームページへの掲載等により、以下の内容を公表する予定です。

- ・設置等予定者として決定された団体の名称
- ・設置等予定者の提案の概要
- ・各応募者の総得点及び公募設置等指針に記載の評価項目ごとの得点内訳

(4) 公募設置等計画の認定

設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定します。これにより、設置等予定者は認定計画提出者となります。認定にあたっては、選定委員会での意見等を踏まえ、必要に応じて県と設置等予定者との調整により、設置等予定者が提出した公募設置等計画を一部変更した上で、当該変更後の計画を認定する場合があります。

(5) 認定公募設置等計画の変更

公募設置等計画の認定後、各種調査、関係者調整等を実施したうえで、詳細な事業計画を策定した結果、認定公募設置等計画を変更せざるを得ない場合は、認定計画提出者は県と協議のうえ、認定公募設置等計画の変更の申請を行う必要があります。

変更にあたっては、都市公園法第5条の6第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合すると認められる場合に限り、変更の認定を行うことができます。

また、構成員の脱退もしくは追加がある場合には、事前に県の承諾を得る必要があります。

(6) 認定公募設置等計画の取消し

認定計画提出者または公募設置等計画について、「2. 公募対象公園施設等の設置等に係る事項」に定める事項の不履行、法令違反又は、詐欺その他不正な手段により認定を受けていたと県が認めた場合、認定公募設置等計画及び設置許可の取消しを行うことがあります。

その場合、認定計画提出者の負担により公募対象公園施設を撤去し、更地にして返還していただく場合があります。認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去・更地返還を行わない場合、県は、認定計画提出者に代わり撤去・更地を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

(7) 契約の締結等

① 基本協定

本県は、認定計画提出者と本事業の実施に関する基本的事項を定めた基本協定を締結します。基本協定の項目の案は別紙のとおりです。詳細については認定計画提出者と県とで協議の上決定します。

② 公募対象公園施設の設置許可

認定計画提出者は、公募対象公園施設の設置開始時期までに、公募対象公園施設の設置許可を受け、建設、維持管理及び運営を行っていただきます。

また、設置許可期間（更新期間も含む）には、公募対象公園施設の建設に係る期間や事業終了前の解体・撤去期間を含むものとします。また、工事期間中に占用が必要な場合は、事前に占用許可を受け、占用料を支払っていただきます。

認定計画提出者は、事業期間終了時（設置許可等を取消し又は更新しない場合、認定計画提出者が事業を途中で中止する場合も含む）までに公募対象公園施設を撤去し、更地にして本県へ返還していただきます。

なお、事業終了に際し、本県との事前協議により、施設の存置に合意した場合は、この限りではありません。

また、本県の合意を得ずに、認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去・更地返還を行わな

い場合、本県は、認定計画提出者に代わり撤去・更地工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

③ 特定公園施設整備・譲渡契約

認定計画提出者は、特定公園施設の建設に係る工事の着手前に、本県と「特定公園施設整備・譲渡契約」を締結していただきます。

特定公園施設は、事業者の負担において施工していただき、建設完了後、県へ譲渡していただきます。特定公園施設の譲渡については、店舗の供用開始までに完了させてください。

また、特定公園施設の建設に伴い工事エリアとして公園を占用する場合、都市公園法第6条に基づく都市公園占用許可を受けるものとしますが、この場合の占用料については、原則として免除します。

(8) リスク分担等

① リスク分担

本事業における主なリスクについては、下表の負担区分とします。なお、リスク区分に疑義がある場合、又はリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、県と認定計画提出者が協議のうえ、負担者を決定するものとします。

<リスク分担一覧表>

| リスクの種類 | 内容 | 負担者 | |
|----------|---|------|---------|
| | | 県 | 認定計画提出者 |
| 法令変更 | 認定計画提出者が行う建設・管理運営業務に影響のある法令等の変更 | 協議事項 | |
| 第三者賠償 | 認定計画提出者が工事・維持修繕・運営において第三者に損害を与えた場合 | | ○ |
| 物価 | 建設時における物価変動 | | ○ |
| | 運営時における物価変動（公募対象公園施設） | | ○ |
| 金利 | 設置等予定者決定後の金利変動 | | ○ |
| 不可抗力 | 自然災害等による業務の変更、中止、延期、臨時休業※1 公募対象公園施設 特定公園施設 (建設に係る事項) | | ○ |
| | | 協議事項 | |
| 資金調達 | 必要な資金確保 | | ○ |
| 事業の中止・延期 | 県の責任による中止・延期 | ○ | |
| | 認定計画提出者の責任による中止・延期 | | ○ |
| | 認定計画提出者の事業放棄・破綻 | | ○ |
| 申請コスト | 申請費用の負担 | | ○ |
| 引継コスト | 施設運営の引継費用の負担 | | ○ |
| 施設競合 | 競合施設による利用者減、収入減 | | ○ |
| 需要変動 | 当初の需要見込みと異なる状況 | | ○ |
| 運営費の増大 | 県の責による運営費の増大 | ○ | |
| | 県以外の要因による運営費の増大 | | ○ |
| 施設の修繕等 | 施設、機器等の損傷（軽微なもの 10万円以下） | | ○ |
| | 施設、機器等の損傷（それ以外のもの） | ○ | |
| 債務不履行 | 県の協定内容の不履行 | ○ | |
| | 認定計画提出者の事由による業務又は協定内容の不履行 | | ○ |
| 性能リスク | 県が要求する業務要求水準の不適合に関するもの | | ○ |
| 損害賠償 | 施設、機器等の不備による事項 | | ○ |
| | 施設管理上の瑕疵による事項 | | ○ |
| 警備リスク | 認定計画提出者の警備不備による事項 | | ○ |
| 運営リスク | 施設、機器等の不備又は、施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等に伴う運営リスク | | ○ |
| | 大規模イベント時等、県の指示による一時的な営業時間の短縮等に伴う運営リスク※2 | | ○ |
| | 公園施設の管理業務に関して県の指示による業務中止・休業等に伴う運営リスク | ○ | |

※1 ・災害により施設が損傷した場合は、認定計画提出者で応急復旧を行ってください。

・公募対象公園施設が復旧困難な被害を受けた場合、県は、認定計画提出者に対して当該施設等に関する業務の停止を命じることがあります。

※2 ・業務の一部又は全部の停止を命じた場合であっても、県は認定計画提出者の運営する公募対象公園施設の休業補償は行いません。

・但し、感染症感染予防策等により、休業を命じた場合などにおいて、別制度において休業補償が行われる場合、その補償をうけることを妨げるものではありません。

② 損害賠償責任

認定計画提出者は、公募対象公園施設の建設・管理運営にあたり、認定計画提出者の故意または過失により、県又は第三者に損害を与えたときは、認定計画提出者がその損害を、県又は第三者に賠償するものとします。

また、県は、認定計画提出者の故意又は過失により発生した損害について、第三者に対して賠償を行った場合、認定計画提出者に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

③ その他

- ・認定公募設置等計画の実施については、応募法人又は代表構成団体が当該業務を遂行する責務を負うものとします。
- ・公募対象公園施設の管理運営については、応募法人又は代表構成団体の責により実施することとします。

(9) 事業破綻時の措置

- ・認定計画提出者は、認定された公募設置等計画の有効期間内に事業が破綻した場合、都市公園法第5条の8に基づき、本県の承認を得て、別の民間事業者により事業を承継させることも可能とします。

承継しない場合は、認定計画提出者の負担により新設した公募対象公園施設を撤去し、原状回復（更地にして返還）していただく必要があります。

ただし、事業承継を行わない場合で、公募対象公園施設の本県への譲渡について、認定計画者と本県が合意した場合には、施設の除却を行わなくてよいものとします。

なお、本県の合意を得ずに、認定計画提出者が公募対象公園施設の原状回復を行わない場合、本県は、認定計画提出者に代わり撤去工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

- ・認定計画提出者は、設置許可を受けるにあたり保証金を県に預託して頂く場合があります。その際の保証金は、公募対象公園施設の解体等の原状回復に必要な額とし、本県と協議により決定します。
- ・保証金は、設置許可期間終了に伴い、本県が原状回復（更地）を確認後、本県に対する支払債務等を差し引いた額を返還することとします。ただし、保証金に利子は付しません。
- ・なお、県が原状回復を要しないと判断する場合には、設置許可期間終了後、（県に施設を譲渡手続きが終了した時点で、）保証金について、返還することとします。

9. その他の条件等

(1) 工事中の条件

- ・施設の施工にあたり、県と円滑な協議が可能な管理体制としてください。
- ・工事期間中の公園利用者の安全や周辺環境に配慮した提案としてください。
- ・工事中の音、振動等については、周辺に配慮してください。
- ・本事業と並行して公園整備に係る工事を行うこととしているため、設計段階、施工段階においては、関係者と綿密に調整を行ってください。また、本事業に関連して、事業区域内において、県以外の者がその他の工事を行う場合がありますので、その場合は同様に調整を行ってください。
- ・認定計画提出者が設置する施設の設置許可あるいは占用許可、確認申請等の必要な手続き期間も考慮したスケジュール管理をしてください。

(2) 法規制等

- ・提案内容は、都市計画法、都市公園法、文化財保護法、佐賀県立都市公園条例、佐賀県美しい景観づくり条例、佐賀県屋外広告物条例、佐賀県福祉のまちづくり条例、吉野ヶ里町吉野ヶ里歴史公園周辺景観条例、神崎市吉野ヶ里歴史公園周辺景観条例、建築基準法、消防法、及びその他各種関係法令等を遵守してください。
- ・事業の実施に当たり、必要な許認可の取得や手続きについては、事業者の負担により実施してください。